

## **傍聴される皆様へ**

### **必ずお読みください。**

#### **1 本会議及び全員協議会の傍聴**

本会議及び全員協議会は、原則として自由に傍聴することができます。

ただし、全員協議会については、議長の判断により**傍聴できない場合**がありますので、あらかじめご了承ください。

#### **2 傍聴の手続**

本会議及び全員協議会を傍聴される方は、傍聴席入口で受付簿に住所・氏名をご記入のうえ、傍聴席に着いてください。

#### **3 傍聴席での遵守事項**

**本会議及び全員協議会傍聴の際には、次の事項を遵守し、係員の指示がある場合はそれに従ってください。**

- ・ 議場における言論に対して、拍手その他の方針により公然と可否を表明しないこと。
- ・ 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- ・ 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- ・ 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。  
(病気など特別な事情がある場合は、係員に御相談ください。)
- ・ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- ・ 携帯電話その他の電子機器に係る操作音を鳴らさないこと。
- ・ 傍聴席から議場には入らないこと。
- ・ その他、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。
- ・ 写真の撮影は原則禁止しております。撮影を希望される方は事前にお申し出ください。

# ○岡山県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

平成19年3月28日  
議会規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

## (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

## (傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って指定の席に着き、静かに傍聴しなければならない。

## (入場の中止)

第4条 傍聴席が満席の場合又は傍聴を禁じられた会議には、入場することができない。

## (入場の制限)

第5条 議長は、必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

## (議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

## (傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

## (傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 論議し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

(3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

## (写真、映画等の撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

## (傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

## (係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

## (違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。